

財務省告示第三百二十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年十月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年十一月十二日

財務大臣 中川 昭一

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第七十六回）

二 発行の根拠 平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律（平成二十年法律第二十四号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十条第一項及び第六十二条第一

三 振替法の適用等 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格

とす。価格競争入札は、競争入札と価格競争入札を併せて行われ、競争入札の募集価格は、競争入札の募集価格を加重平均して得られる価格とする。

方募

入 価 法 入  
札 格 競 決  
発 行 争 の

八 口 イ

争 非 者 特 国 札 非  
入 札 発 行 争  
格 第 参 市 及 入 札 格 第 参 市 行 争  
競 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争  
争 非 者 特 国 発 競 加 場 入 行 争

と 争 入 札 発 行 による 発行 (以下「非  
競 争 入 札 発 行」とい う) 、 価 格  
競 争 入 札 発 行 と 同 時 に行 わ れ る 入 札  
で あ っ て 、 財 務 大 臣 が 各 国 債 市  
場 特 別 参 加 者 以 下 額  
を 定 め る 場 合 特 別 参 加 者 以 下  
に 行 わ れ る 入 札 発 行 (以下「非  
競 争 入 札 発 行」とい う) 及  
び 価 格 競 争 入 札 発 行 の 決 定 を  
し た 後 に行 わ れ る 入 札 発 行  
て 、 財 務 大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別  
参 加 者 以 下 額 を 定 め  
る 場 合 特 別 参 加 者 以 下 額  
市 場 特 別 参 加 者 以 下 額  
争 入 札 発 行」とい う) 。

各 申 込 み の うち 応募 価 格 の 高 い  
も の か ら そ の 順 次 割 り  
当 て る 。 各 申 込 み の 順 次 割 り  
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 以 下  
募 限 度 額 の 範 囲 内 にお いて 各 申  
込 み の 順 次 割 り 当 て る 。

六

イ 発

入 額  
札 行  
格 額  
競 行  
争 額  
行

口

札 非  
発 競  
行 争  
入

八

国 債  
特 別  
者 第  
非 第  
争 格  
行 札  
入 競  
発 競

二

国 債  
特 別  
者 第  
非 第  
争 格  
行 札  
入 競  
発 競

で 千 八 百 三 十 九 億 円	た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 發 行 し	特 別 會 計 に 關 する 法 律 第 十 六	で 千 五 百 億 円	た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 發 行 し	特 別 會 計 に 關 する 法 律 第 十 六	で 十 一 億 八 千 萬 九 百 九 十 九 億 九 千 九 百 萬 九 千 九 百 九 十 九 億	た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 發 行 し	特 別 會 計 に 關 する 法 律 第 十 六	で 十 一 億 八 千 萬 九 百 九 十 九 億 九 千 九 百 萬 九 千 九 百 萬 九 千 九 百 萬 九 千 九 百 萬 九 千 九 百 萬 九 千 九 百 萬	百 六 十 五 萬 九 千 九 百 九 十 九 億	額 面 金 額	發 行 した 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	六 十 八 億 八 千 萬 九 千 九 百 九 十 九 億	十 一 億 八 千 萬 九 千 九 百 九 十 九 億	い は 、 額 面 金 額	に 、 發 行 した 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	る 法 律 第 十 六 條 の 規 定 に 基 づ き 、 發 行 し	百 五 十 萬 九 千 九 百 九 十 九 億	金 額 で 十 七 億 七 千 萬 九 千 九 百 九 十 九 億	し た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	二 條 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 發 行 し	債 の 發 行 の 特 例 に 關 する 法 律 第 二	う の 平 成 二 十 年 度 に お け る 公	億 円 、 成 二 十 年 度 に お け る 公	額 面 金 額 で 一 兆 七 千 四 百 二 十 九
---	--	---	---	----------------------------	--	---	---	--	--	---	---	---	---	------------------	---	---	--	---------------------------------	---	--	--	---	---	--	---	---	---	--

口 イ 一 発				九 八				二				八				口 イ 七 払 込 金				争 入 札 発			
国 債 市 場	札 発 行	非 競 争 入 行	入 札 発 行	価 格 争 行	発 行 日	振 替 単 位	最 低 額 面 金	行 争 入 札 発 行	非 競 争 入 札 発 行	者 第 一 参加 場	特 別 参加 場	国 債 市 場	行 争 入 札 発 行	非 競 争 入 札 発 行	者 第 一 参加 場	特 別 参加 場	国 債 市 場	札 発 行	非 競 争 入 札 発 行	入 札 発 行	価 格 争 行	払 込 金 額	争 入 札 発
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 三 銭	そ れ ぞ れ の 応 募 価 格	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 以 上 の	平 成 二 十 年 十 月 二 十 一 日	す る 。	額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円				千 八 百 三 十 九 億 五 千 五 百 十 七 万 円					千 五 百 四 十 五 百 万 円	千 六 十 一 億 五 千 八 十 四 万 四 千 七 百	六 十 一 億 五 千 八 十 四 万 四 千 七 百	三 十 九 万 円	一 兆 七 千 四 百 三 十 三 億 五 千 三 百		

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別  
込 利 発 競 加 場 び 札 格 第 参  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加

(一) 年

一 募 入 二 パ ー セ ン ト  
は 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者  
は 募 入 金 額 に 加 え 次 の 算  
式 によ り 算 出 し た 金 額 を 第 二  
十 号 に 規 定 す る 日 に 払 い 込  
む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.2 \times 31}{100 \times 365}$$

(二)

に 係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ れ  
る も の と し て 又 は 振 替 口座 簿 中 の  
口座 に 記 載 又 は 記 録 さ れ る も  
の に つ い て は 前 記 (一) の 算 式  
よ り 算 出 し た 金 額 か ら 該 金  
額 に 百 分 の 二 十 を 乗 じ た 金 額  
へ た だ し 該 国 債 を 発 行 時  
に お い て 取 得 す る 者 が 非 居 住  
者 又 は 外 国 法 人 で あ る 場 合 に  
は 前 記 (一) の 算 式 によ り 算 出 し  
た 金 額 に 該 非 居 住 者 又 は 外  
国 法 人 が 適 用 を 受 け る 所 得 税

の税率を乗じた金額を控除  
 することができる。  
 平成二十一年三月二十日を支払  
 期とし、次の算式により算出し  
 た金額を支払う。ただし、支払  
 期が銀行休業日に当たるとき  
 は、その翌営業日に支払う（以  
 下、次号及び第十六号において  
 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

第二期以後の利子  
 毎三年三月二十日及び九月二十日  
 を支払期とし、各支払期におい  
 て、その日以前六月間に属する  
 利子を支払う。  
 平成二十五年九月二十日  
 額面金額百円につき百円  
 日本銀行  
 財務大臣から通知を受けた者  
 平成二十年十月二十一日

償還期限  
 償還金額  
 元利支  
 払場所  
 入札参加  
 者  
 払込期日

十四  
 初期利子

十五

十六

十七

十八

十九

二十